

新住宅市街地開発法

1. 案内情報

- 手続名 : 新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識の移転又は除却の手続
- 手続根拠 : 新住宅市街地開発法第34条第4項
- 手続対象者 : 造成宅地等の工事完了公告の翌日から起算して十年間において、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識を移転又は除却しようとする者
- 提出時期 : 標識を移転又は除却をしようとする時
- 提出方法 : 都道府県宅地担当部局にお問合せください
- 手数料 : 同上
- 添付書類・部数 : 同上
- 申請書様式 : 同上
- 記載要領・記載例 : 同上

2. 窓口情報

- 提出先 : 都道府県宅地担当部局にお問合せください
- 受付時間 : 同上
- 相談窓口 : 同上

3. 手続情報

- 審査基準 : 都道府県宅地担当部局にお問合せください
- 標準処理期間 : 同上
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)